

神崎川を挟んだ飛び地

大阪市と豊中市・吹田市は、神崎川を挟んだ飛び地において災害が発生した場合に、相互に避難者を受入れる協定を平成21年3月に締結しました。

今後、災害発生時においてお住まいの市域の収容避難所に川を越えて避難することが困難な場合（橋が通行止めになった場合など）は、下記の表により最寄の避難所に避難してください。

大阪市側		豊中市側	
三津屋小学校 (淀川区三津屋中1-4-14)	←	豊中市大島町3丁目11番	
淀川区西三国4丁目11~13番	→	千成小学校 (豊中市千成町2-2-65)	
淀川区十八条3丁目16~19番	→	豊南小学校 (豊中市豊南町西2-19-1)	

大阪市側		吹田市側	
淀川区十八条1丁目14番 淀川区東三国3丁目12番	→	吹田南小学校 (吹田市南吹田5-12-1)	

【 問合せ先 】 大阪市淀川区役所 市民協働課(防災)
所在地 : 淀川区十三東2丁目3番3号
電話 : 06-6308-9412 FAX : 06-6885-0535